

## 行政区の再編（これまでの区が変わること）について

2024年1月1日に、浜松市にある区の数や名前が変わりました

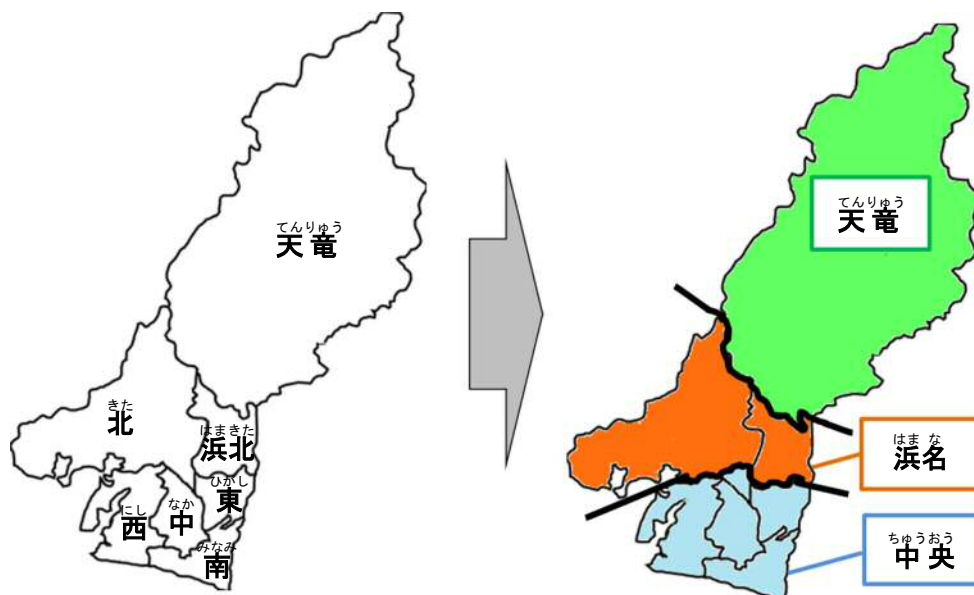
天竜区は変わりません。

2023年12月31日まで	2024年1月1日から
中区	中央区
東区	
西区	
南区	
北区（三方原地区*）	浜名区
北区（三方原地区*のほか）	
浜北区	
天竜区	

\*三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

◆ 2023年12月31日まで（7区）

◆ 2024年1月1日から（3区）



## ◆住所の書き方も変わりました

天竜区以外の住所の区名が変わりました。郵便番号、町字名、番地は変わりません。

2023年12月31日まで	2024年1月1日から
(例) 浜松市中区元城町103番地の2	(例) 浜松市中央区元城町103番地の2

在留カード、住民票、自動車運転免許証の住所変更の手続きは、必要ありません。  
マイナンバーカードの住所変更の手続きは、ほとんどの場合、必要ありません。そのまま利用してください。

そのほかの暮らしや住居に関するものについても、ほとんどが住所変更の手続きは必要ありません。

## ◆区役所や協働センターの名前が変わりました。

手続きできる場所の数やサービスは変わりません。

2023年12月31日まで		2024年1月1日から	
区役所	中区役所	区役所	中央区役所
	浜北区役所		浜名区役所
	天竜区役所		天竜区役所
	東区役所	行政センター	東行政センター
	西区役所		西行政センター
	南区役所		南行政センター
	北区役所		北行政センター
協働センター	舞阪協働センター	支所	舞阪支所
	引佐協働センター		引佐支所
	三ヶ日協働センター		三ヶ日支所
	春野協働センター		春野支所
	佐久間協働センター		佐久間支所
	水窪協働センター		水窪支所
	龍山協働センター		龍山支所

## ◆問い合わせ先

浜松市役所 市民協働・地域政策課

TEL : 053-457-2094

E-mail : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp